

### 3 地産地消の推進に向けて

#### 管内各地域での地産地消の様々な取組

##### (1) 地産地消促進計画策定の推進

地産地消の取組は、農業者と消費者を結び付け、食料自給率の向上を図る上で重要であるほか、直売所や加工の取組などを通じて農業の6次産業化による地域の活性化、所得向上にもつながるものとして、一層の推進が求められています。

そのような中、平成22年(2010年)12月、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(六次産業化・地産地消法)が公布されました。これまで地産地消の推進にあたり、地域における実践的な計画「地産地消推進計画」が市町村や農業団体等により策定されてきましたが、六次産業化・地産地消法の規定により、都道府県及び市町村においては、地産地消推進計画に代わり、地域の農林水産物の利用の促進についての計画「促進計画」を策定することに努めることとされました。

中国四国農政局では、地域での農林水産物の利用を促進するため、管内の地方公共団体に対し、「促進計画」策定について啓発を行っています。また、各地の活発な地産地消の取組事例の収集・把握、情報発信に努めています。

##### (2) 地域における地産地消の取組を支援

農林水産省では、地産地消の取組を一層推進するため、学校給食、社員食堂、外食・弁当等に地場農林水産物の食材を活用している優れたメニューを表彰する「地産地消給食等メニューコンテスト」を実施しています。

平成24年度(2012年度)は中国四国地域から、「田幸学校給食共同調理場」(広島県三次市)が審査委員特別賞、「観音寺市大野原学校給食センター」(香川県観音寺市)及び「大月町立大月中学校」(高知県幡多郡大月町)が中国四国農政局長賞を受賞されました。

#### ● 審査委員特別賞

##### 【田幸学校給食共同調理場(広島県三次市)】

受賞メニューは、広島県産の小さいわしに米粉とごまの衣をつけた揚げ物、三次産の赤・黄ピーマンのカラフルなマリネ、ひじきのふりかけ、三次産のもち米粉と豆腐をこねた団子、三次産ゆずを使ったゼリーなど、地域の産物をふんだんに使い、美味しくて栄養バランスの取れた献立です。



同給食場は、地域の生産者が作ったふるさとランチグループのメンバーから給食用の野菜を提供してもらい、米飯給食を週4～5回実施するとともに、地元の米粉も積極的に利用しています。授業に生産者をゲストティーチャーとして招いたり、農作業体験、こんにゃく作り等の食文化体験学習等、食育活動にも取り組んでいます。

## ● 中国四国農政局長賞

### 【観音寺市大野原学校給食センター（香川県観音寺市）】

受賞メニューは、いかなごに香川県産小麦の衣をつけた「いかなごの天ぷら」、干しえびと筍を活用した「ばらずし」、郷土料理の「ちしゃもみ」をヒントにした「レタスとブロッコリーのあえもの」等、地場産物を豊富に活用した献立です。

教科学習（家庭科・体育科・技術・家庭科）において、学校給食を生きた教材として活用しています。積極的に地場産物の活用を図れるよう、地産地消推進委員会を設置し、関係者（農協、市場、納入業者、生産者）との連携体制を整備しています。



### 【大月町立大月中学校（高知県幡多郡大月町）】

受賞メニューは、旬のとうもろこしを使った「コーンごはん」、鶏肉生産者の名前のついた「井上さんちの鶏肉のばんかんフライ」、大月産野菜で作る「大月野菜のおかか和え」等、食材すべてが大月町内産の献立です。

「学校給食では地元にある食材は全て使うようにする」を目標に、町内にある直販市と連携し、地場産物の活用を推進しています。食材が豊富な6月と10月に「大月食材100%給食」を実施。子どもたちと生産者の交流も実施しています。



## 4 食品産業等の現状

### （１）食品産業の動向

中国・四国地域の食品製造業は、低価格志向等のなか縮小傾向が続いていた製造品出荷額が平成19年(2007年)に増加に転じ、2年連続で前年実績を上回りましたが、平成21年(2009年)から2年連続で減少しました。

また、平成9年(1997年)をピークに減少傾向であった外食産業の市場規模も、平成18年(2006年)から2年連続で前年実績を上回りましたが、平成20年(2008年)以降、再び減少しています。一方、女性の就労者の増加、個食化等を背景に拡大してきたそう菜・弁当類等中食産業の市場規模は、平成20年(2008年)に前年実績をわずかに下回りましたが、平成21年(2009年)から再び増加し、2年連続で前年実績を上回りました。

## ア 食品製造業の動向

## 製造品出荷額は2年連続で前年実績を下回る

食品製造業は、地場の農水産物を利用するとともに、加工等の製造過程において地域雇用等を活用するなど、地域経済において重要な役割を果たしています。平成22年(2010年)12月末現在の中国・四国地域における食品製造業は、事業所数が4,126か所(前年比97%)、従業者数が12万人(同99%)、製造品出荷額が2兆5,567億円(同96%)となっています(表Ⅱ-4-3)。

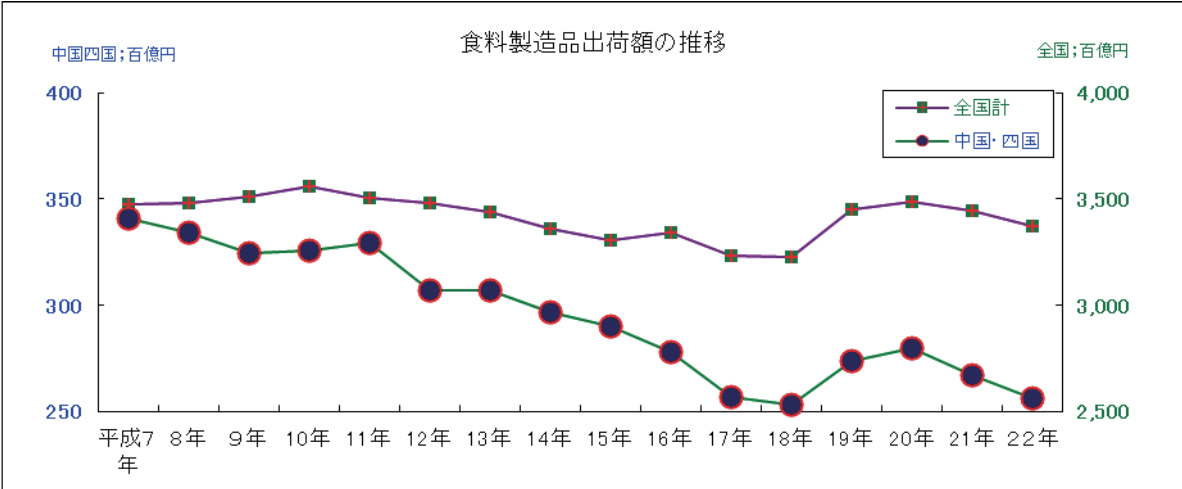
減少が続いていた製造品出荷額は、平成19年(2007年)に増加に転じ、2年連続で前年実績を上回りましたが、平成21年(2009年)から再び減少しています。中国・四国地域における事業所数、従業者数の全国に対するシェアは横ばいですが、製造品出荷額のシェアは減少しました。

なお、平成7年(1995年)の製造品出荷額と比較すると、全国の2.9%減に対して中国・四国地域では25.0%減となっています(図Ⅱ-4-2)。

表Ⅱ-4-3 食品製造業の動向

| 区 分                      | 事業所数 (箇所) |           |           | 従業者数 (千人) |           |           | 製造品出荷額 (億円) |           |           |
|--------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|-----------|-----------|
|                          | 平成<br>20年 | 平成<br>21年 | 平成<br>22年 | 平成<br>20年 | 平成<br>21年 | 平成<br>22年 | 平成<br>20年   | 平成<br>21年 | 平成<br>22年 |
| 中国・四国地域(A)               | 4,542     | 4,251     | 4,126     | 124       | 121       | 120       | 27,956      | 26,738    | 25,567    |
| 中国地域                     | 2,591     | 2,450     | 2,388     | 77        | 76        | 75        | 18,137      | 17,691    | 16,724    |
| 鳥取県                      | 248       | 236       | 235       | 8         | 8         | 8         | 2,284       | 2,056     | 1,323     |
| 島根県                      | 450       | 429       | 405       | 7         | 7         | 7         | 893         | 866       | 845       |
| 岡山県                      | 527       | 498       | 486       | 18        | 19        | 19        | 6,230       | 6,297     | 5,986     |
| 広島県                      | 794       | 756       | 745       | 28        | 27        | 27        | 6,105       | 5,933     | 6,194     |
| 山口県                      | 572       | 531       | 517       | 15        | 15        | 15        | 2,626       | 2,540     | 2,377     |
| 四国地域                     | 1,951     | 1,801     | 1,738     | 47        | 45        | 45        | 9,819       | 9,047     | 8,843     |
| 徳島県                      | 397       | 379       | 373       | 9         | 8         | 8         | 1,903       | 1,744     | 1,643     |
| 香川県                      | 603       | 562       | 542       | 16        | 15        | 15        | 3,329       | 3,201     | 3,061     |
| 愛媛県                      | 585       | 536       | 509       | 16        | 15        | 15        | 3,678       | 3,240     | 3,279     |
| 高知県                      | 366       | 324       | 314       | 7         | 6         | 6         | 909         | 862       | 861       |
| 全国計(B)                   | 38,030    | 35,782    | 34,673    | 1,246     | 1,230     | 1,225     | 348,531     | 344,414   | 337,277   |
| 中国・四国のシェア<br>(A)/(B)×100 | 11.9%     | 11.9%     | 11.9%     | 10.0%     | 9.8%      | 9.8%      | 8.0%        | 7.8%      | 7.6%      |

図Ⅱ－４－２ 製造品出荷額の推移



資料：経済産業省「工業統計表（産業編）」  
注：1）食品製造業とは、食料品製造業と飲料・たばこ・飼料製造業を合わせたものである。  
2）中国・四国地域及び地域別合計はラウンドのため一致しない。

イ 外食産業の動向

外食産業市場規模は減少、中食産業市場規模は拡大

外食産業の市場規模は、個人消費の伸び悩み等の影響を受け、平成9年(1997年)をピークに減少傾向にあり、平成18年(2006年)、平成19年(2007年)はわずかに増加したものの平成20年(2008年)に再び減少に転じ、平成22年(2010年)は23兆4,405億円で、平成9年(1997年)のピーク時(29兆702億円)の81%となっています。

一方、外食産業がほぼ横ばいから減少で推移している中、そう菜、弁当類、調理パン製造等のいわゆる中食産業は、近年における単身世帯の増加、女性の就労者の増加、個食化等のライフスタイルの変化等によりその市場規模を年々拡大しており、平成20年(2008年)にわずかに減少したものの、平成22年(2010年)は約6兆6千億円で外食産業市場の約3割となり、そのウェイトは年々高まっています(表Ⅱ－4－4)。

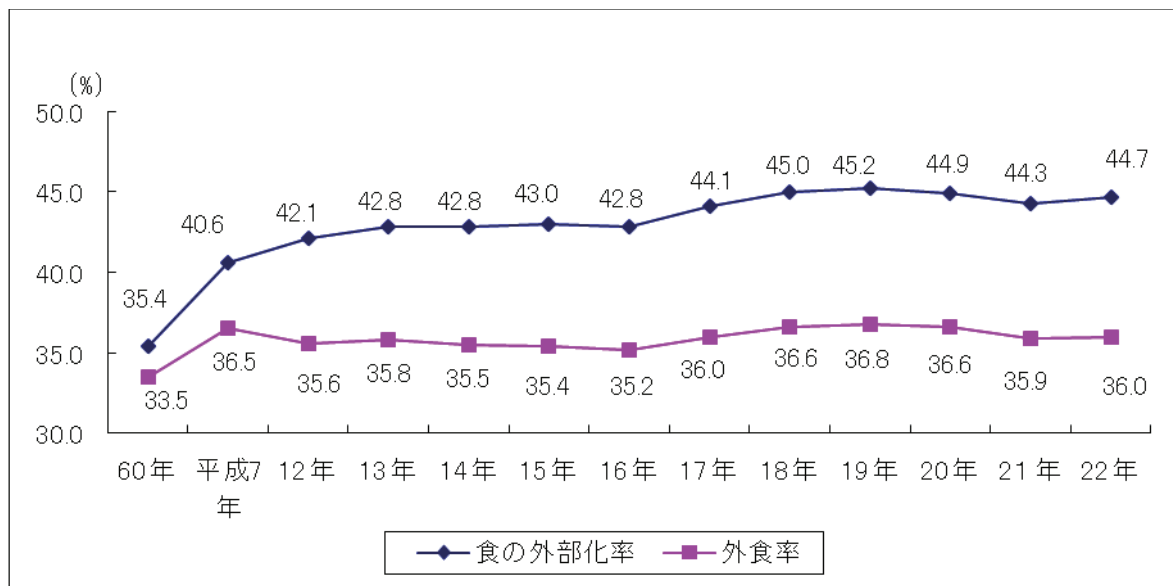
表Ⅱ－4－4 中食産業と外食産業の市場規模の推移(全国) 単位：億円

|              | 平成16年   | 平成17年   | 平成18年   | 平成19年   | 平成20年   | 平成21年   | 平成22年   |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 外食産業の市場規模(A) | 244,825 | 243,903 | 245,523 | 245,908 | 245,068 | 236,599 | 234,405 |
| 中食産業の市場規模(B) | 61,692  | 63,518  | 64,410  | 64,987  | 64,695  | 64,791  | 66,096  |
| (B)/(A)×100  | 25.2    | 26.0    | 26.2    | 26.4    | 26.4    | 27.4    | 28.2    |

資料：(財)食の安全・安心財団附属機関外食産業総合調査研究センターによる推計

また、平成22年(2010年)の外食率は36.0%で、外食率に中食を加えた、いわゆる食の外部化率は44.7%となっており、いずれも平成21年(2009年)からわずかに増加しています(図Ⅱ－4－3)。

図Ⅱ－４－３ 外食率、食の外部化率の推移（全国）



資料：(財)食の安全・安心財団附属機関外食産業総合調査研究センターによる推計

$$\text{注：1) 外食率} = \frac{\text{外食産業市場規模}}{(\text{家計の食料・飲料・煙草支出} - \text{煙草販売額}) + \text{外食産業市場規模}}$$

$$\text{2) 食の外部化率} = \frac{\text{外食産業市場規模} + \text{料理品小売業}}{(\text{家計の食料・飲料・煙草支出} - \text{煙草販売額}) + \text{外食産業市場規模}}$$

中国・四国地域の外食産業の現状をみると、平成21年(2009年)の外食産業の事業所数は、3万6,344店、従業員数で23万2,775人と、事業所数で全国の9.0%、従業員数で7.3%を占める重要な産業となっています。

事業所の構成割合を業種別に見ると、喫茶店が事業所数の24.9%(全国の19.1%)と大きなウェイトを占め、次いで食堂、レストランが17.1%(全国15.7%)、お好み焼店が含まれるその他の飲食店が12.6%(7.8%)となっています(表Ⅱ－４－5)。

表Ⅱ－４－５ 外食産業（一般飲食店）の事業所数及び従業員数（2009年）

単位：力所、人、％、人/店

| 産業分類      | 事業所数    | 構成割合  | 従業員数      | 構成割合  | 1店当たり |
|-----------|---------|-------|-----------|-------|-------|
| 中国・四国合計   | 36,344  | 100.0 | 232,775   | 100.0 | 6.4   |
| 食堂、レストラン  | 6,229   | 17.1  | 45,359    | 19.5  | 7.3   |
| 日本料理店     | 3,674   | 10.1  | 30,405    | 13.1  | 8.3   |
| 中華料理店     | 3,747   | 10.3  | 23,420    | 10.1  | 6.3   |
| 焼肉店       | 1,891   | 5.2   | 15,833    | 6.8   | 8.4   |
| その他の専門料理店 | 2,724   | 7.5   | 24,770    | 10.6  | 9.1   |
| そば・うどん店   | 2,669   | 7.3   | 18,563    | 8.0   | 7.0   |
| すし店       | 1,765   | 4.9   | 15,300    | 6.6   | 8.7   |
| 喫茶店       | 9,064   | 24.9  | 29,240    | 12.6  | 3.2   |
| その他の飲食店   | 4,581   | 12.6  | 29,885    | 12.8  | 6.5   |
| 全国合計      | 402,959 | 100.0 | 3,177,583 | 100.0 | 7.9   |
| 食堂、レストラン  | 63,427  | 15.7  | 540,092   | 17.0  | 8.5   |
| 日本料理店     | 50,763  | 12.6  | 462,946   | 14.6  | 9.1   |
| 中華料理店     | 56,541  | 14.0  | 384,922   | 12.1  | 6.8   |
| 焼肉店       | 19,447  | 4.8   | 187,705   | 5.9   | 9.7   |
| その他の専門料理店 | 42,466  | 10.5  | 405,903   | 12.8  | 9.6   |
| そば・うどん店   | 33,005  | 8.2   | 220,392   | 6.9   | 6.7   |
| すし店       | 28,865  | 7.2   | 248,988   | 7.8   | 8.6   |
| 喫茶店       | 77,036  | 19.1  | 350,845   | 11.0  | 4.6   |
| その他の飲食店   | 31,409  | 7.8   | 375,790   | 11.8  | 12.0  |

資料：総務省「平成21年経済センサス基礎調査（確報）」

## ウ 食品流通部門への支援

食品流通における規制緩和の進展、消費者ニーズの多様化等による競争が激化するなか、経営環境のめまぐるしい変化に積極的に対応しようとする意欲を持った事業者を支援するため、食品流通構造改善促進法に基づく食品生産製造等提携事業により、食品製造・販売業者と農林漁業者等の安定的な取引関係を確立するに必要な施設整備等に対し、長期低利での資金融資等の支援措置が行われています。

中国・四国地域における平成24年度(2012年度)の食品流通構造改善計画の認定状況は1件となっています。

## （２）卸売市場の動向

卸売市場は、生鮮食料品等の流通の基幹的なインフラとして、生産と消費を結び、国民生活に必要不可欠な生鮮食料品等を供給しています。こうした中で、卸売市場をめぐるのは、食料の消費や小売形態の変化、消費者ニーズの多様化、食の安全や環境問題等をはじめとする社会的要請等の情勢変化がみられるとともに、卸売市場経由率の低下や取扱高の減少傾向が続いています。

### ア 卸売市場の役割

#### 生鮮食料品等の流通に基幹的な役割

卸売市場は、消費者ニーズに対応した豊富な品揃え、多種・大量の物品の効率的な集分荷、公正な価格形成等を通じて、生産から消費への橋渡しを行うとともに、国民生活に必要不可欠な生鮮食料品等を供給する役割を担っています。このような卸売市場の計画的な整備を促進するとともに、健全な市場の運営を確保する観点から卸売市場制度が設けられています。

中国・四国地域においては、卸売市場は、365 市場が開設されています（表Ⅱ－４－６）。

表Ⅱ－４－６ 卸売市場数

単位：市場

| 区 分      | 中国  | 四 国 | 中国 四 国 | 全 国   |
|----------|-----|-----|--------|-------|
| 中央卸売市場   | 5   | 4   | 9      | 72    |
| 地方卸売市場   | 109 | 88  | 197    | 1,207 |
| 政令規模未満市場 | 86  | 73  | 159    | 580   |
| 合 計      | 200 | 165 | 365    | 1,859 |

資料：1)中央卸売市場は、平成23年（2011年）4月時点。農林水産省食料産業局調べ

2)管内の地方卸売市場及び政令規模未満市場は、平成21年（2009年）4月時点。中国四国農政局調べ。

3)全国の地方卸売市場及び政令規模未満市場は、平成20年（2008年）4月時点。農林水産省総合食料局流通課調べ。

注：政令規模未満市場とは、卸売場の面積が青果物 330 ㎡、水産物 200 ㎡（産地市場 330 ㎡）、肉類 150 ㎡、花き 200 ㎡未満のものをいう。

### イ 卸売市場の取扱金額の推移

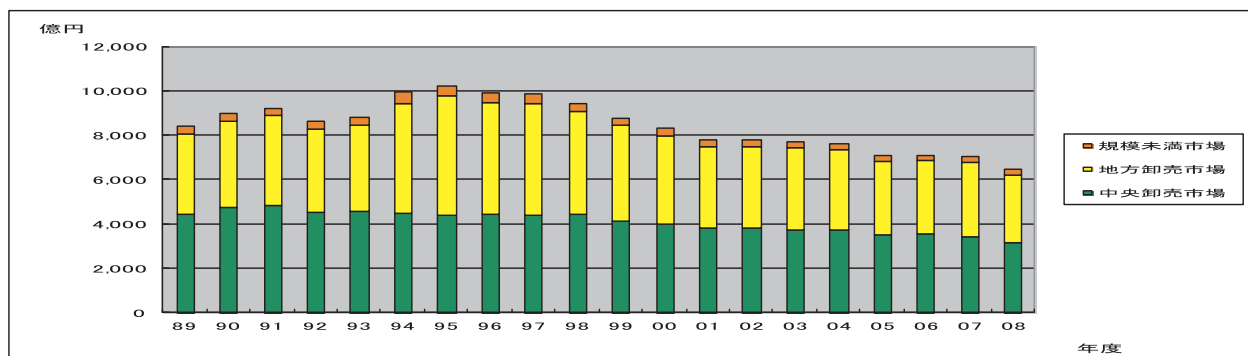
#### 取扱金額の減少、市場経由率の低下傾向

卸売市場における取扱金額は、中央卸売市場では平成3年度(1991年度)をピークに、また、地方卸売市場では平成7年度(1995年度)をピークに、いずれもその後減少傾向にあります。市場経由率（総流通量に占める市場経由量の割合）も年々低下傾向にあります（図Ⅱ－４－４、図Ⅱ－４－５）。

こうした中、卸売市場については、コールドチェーンシステムの確立、加工処理機能の強化、公正で効率的な取引の確保、食の安全や環境問題等社会的要請への適切な対応が求められています。

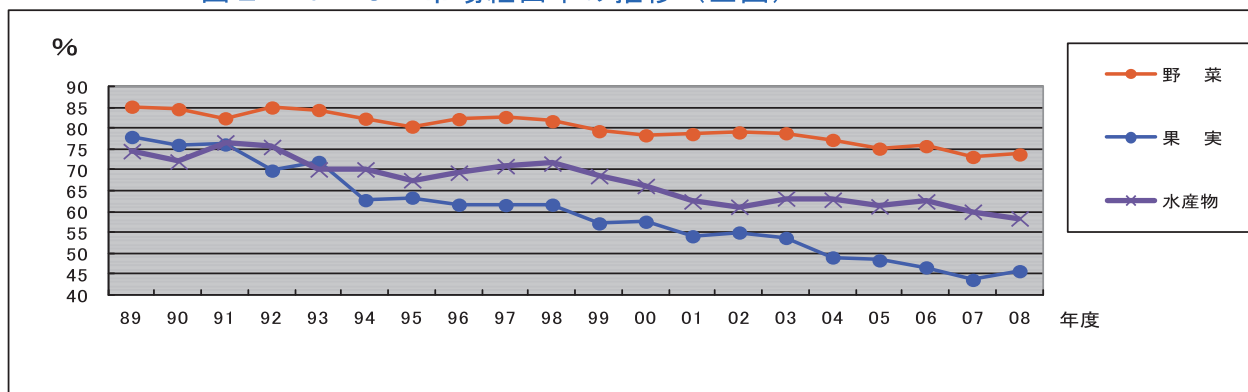
また、卸売業者、仲卸業者の経営体質の強化、卸売市場関係者が一体となった経営戦略的な視点を持った市場運営の確保が必要になってきています。

図Ⅱ－４－４ 卸売市場形態別取扱金額の推移（中国・四国）



資料：農林水産省「卸売業者事業報告書」及び「地方卸売市場等に関する調査」

図Ⅱ－４－５ 市場経由率の推移（全国）



資料：農林水産省「食料需給表」、「青果物卸売市場調査報告」等により農林水産省で推計

注：数量ベースによる率

## ウ 卸売市場整備計画の策定

### 卸売市場整備計画の策定

平成 22 年(2010 年) 10 月に、平成 27 年(2015 年)を目標年度として、卸売市場の適正な配置、コールドチェーンシステムの確立、経営戦略的な視点を持った市場運営の確保、卸売市場間の機能・役割分担の明確化による効率的な流通の確保等を内容とする第 9 次卸売市場整備基本方針が定められ、これを受けて、平成 23 年(2011 年) 3 月、中央卸売市場の整備に関する計画(第 9 次中央卸売市場整備計画)が定められました。

第 9 次卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場整備計画に即して、鳥取県及び愛媛県を除く 7 県では、県卸売市場整備計画を作成しております。

## エ 卸売市場の再編整備

### 卸売市場の再編整備

第 9 次中央卸売市場整備計画に基づいて、平成 24 年(2012 年) 4 月に岡山市中央卸売市場花き部が地方卸売市場に転換しました。また、高知市中央卸売市場水産物部が平成 26 年度(2014 年度)末までに地方卸売市場へ転換することとしています。

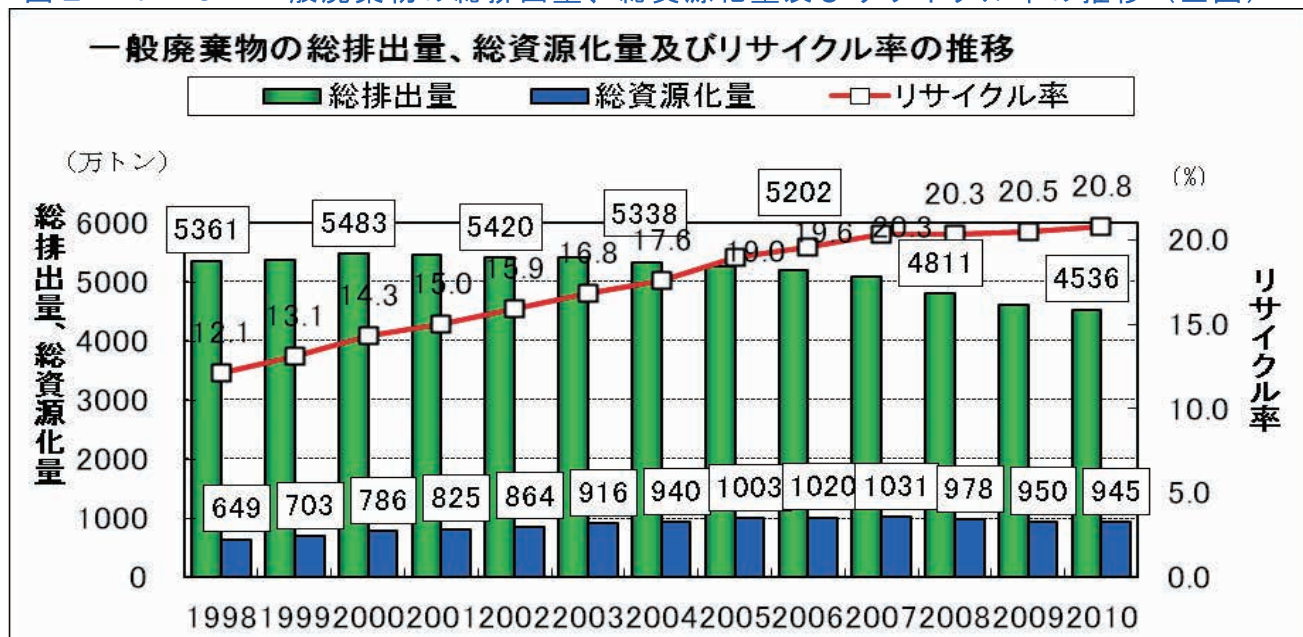
### (3) 容器包装及び食品リサイクルに向けた取組

#### ア 容器包装リサイクル法とただ乗り事業者対策

##### 容器包装リサイクル法の理解が不十分な事業者への対応を強化

一般廃棄物の総排出量は、ピーク時の平成12年(2000年)と比較すると約17%減少しており、ゴミ排出量の削減に関しては、順調に取組が進められていると考えられますが、リサイクルの実施率は平成19年(2007年)頃から頭打ち状況となっています(図Ⅱ-4-6)。

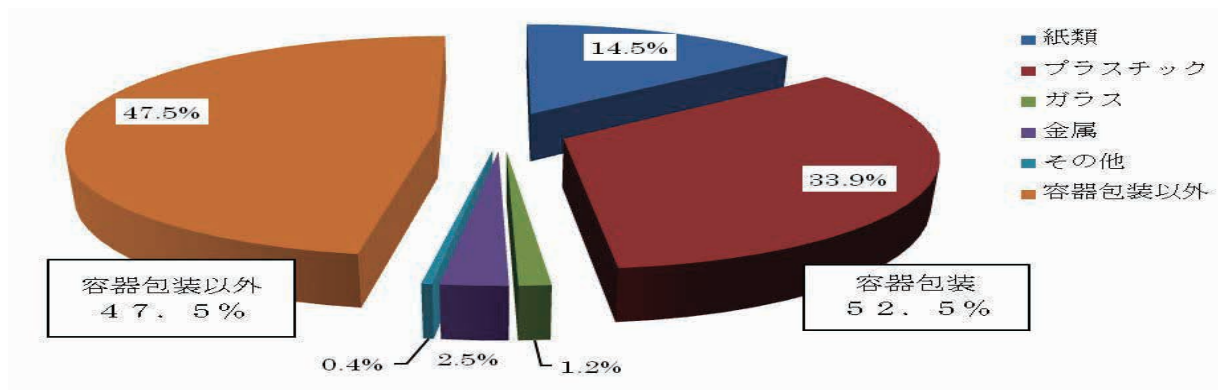
図Ⅱ-4-6 一般廃棄物の総排出量、総資源化量及びリサイクル率の推移(全国)



資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」(1996～2010年)

また、家庭ゴミ全体に占める容器包装の廃棄物は、5割以上(容積比)ある状況です。(図Ⅱ-4-7)

図Ⅱ-4-7 ゴミ全体に占める容器包装廃棄物の素材別比率(容積比率)



資料：環境省「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査」(平成23年度(2011年度))

このため、平成12年(2000年)に施行された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)に基づく特定事業者(ペットボトル、レジ袋等の容器包装に係る再商品化義務のある事業者)に対して、中国四国農政局では、計画的に点検指導を行い、法制度の普及啓発や容器包装に係る廃棄物の発生抑制や再生利用の推進を指導してきました。

このように、点検指導等を通じた再商品化義務の履行の要請・指導を継続実施しているものの、再商品化義務を履行しない事業者(以下「ただ乗り事業者」という。)が依然として存在していることから、法的措置を含めた「ただ乗り事業者」対策の強化や点検指導による再商品化義務の履行促進を行っています。

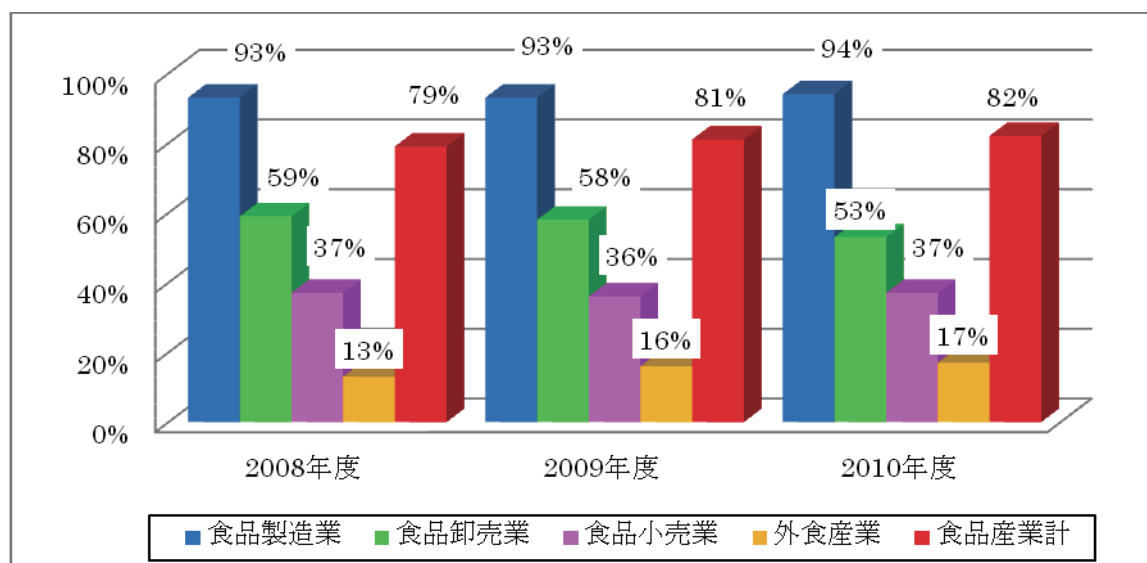
また、平成20年度(2008年度)から実施している「容器包装多量利用事業者の定期報告」(容器包装を50t以上利用者した小売業者が対象)についても、対象事業者への報告要請・作成指導等を引き続き実施しています。

## イ 食品リサイクル制度の現状と課題

### 食品廃棄物等の発生抑制や再生利用等のより一層の推進

平成19年(2007年)に「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法)が改正され、業種別に新たな食品循環資源の再生利用等実施率が定められました。その目標値は、平成24年度(2012年度)までに、食品製造業では85%、食品卸売業では70%、食品小売業では45%、外食産業では40%の再生利用等実施率を達成するというものですが、食品流通の川下に至るほど分別が難しくなることから食品製造業の実施率は高いものの、食品卸売業、食品小売業、外食産業の順に低下しており、特に、外食産業のリサイクルへの取組が低迷しています(図Ⅱ-4-8)。

図Ⅱ-4-8 食品循環資源の再生利用等実施率の推移



資料：農林水産省「食品循環資源の再生利用等実態調査報告」

注：食品リサイクル法第9条第1項に基づく定期報告結果及び食品循環資源の再生利用等実態調査報告を用いて推計したものである。

また、食品製造業、食品卸売業、食品小売業及び外食産業（以下、「食品関連事業者」という。）から排出される食品廃棄物等は、減少傾向にあるものの、平成22年度（2010年度）で年間約1,900万tと推計され、一般家庭から発生するものと併せて、約2,900万tの食品廃棄物等が発生していると推計されています。このうち可食部分（いわゆる「食品ロス」）が500～800万tあると考えられています。

このような状況の改善を図るため、平成24年（2012年）4月から、食品関連事業者の指導監視の強化として義務化した「定期報告」（対象：年間100t以上食品廃棄物を排出する事業者）の業種区分を27業種から74業種に細分化するとともに、細分化された業種ごとに食品廃棄物等の具体的な排出量目標値を設定し、食品廃棄物等の発生抑制を図ることとされました。現在、肉加工品製造業（売上高100万円当たり113t/年）をはじめ16業種に設定されています。中国四国農政局においても、説明会の開催（岡山市6月5日、高松市6月6日）のほか、食品関連事業者の点検指導等の機会を捉えて普及啓発を行い、食品廃棄物の発生抑制、再生利用の推進を指導しました。

一方、食品廃棄物等の発生抑制や食品循環資源の再生利用を取り組みやすい環境に整えていくため、印字ミス商品、売れ残り商品等まだ食べられる食品・食材を、NPO法人等が食品関連事業者から引き取り、福祉施設等へ無償で提供する「フードバンク活動」の推進（岡山県、徳島県）や、食品関連事業者から排出される食品廃棄物等から作る飼料や肥料を使って生産された農畜水産物等を、その食品関連事業者等が購入・販売するという安定で確実なリサイクルが継続できる「食品リサイクル・ループ」の構築を促進（山口県）する取組に対して助成を行うとともに、食品リサイクル法に基づき、優良な再生利用を行うリサイクル業者を育成することを目的とした「再生利用事業者の登録」や、食品リサイクル・ループ事業を「再生利用事業計画として認定」する制度を設けています。

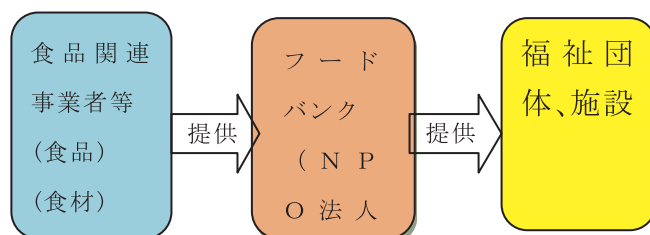
平成25年（2013年）3月31日現在、中国・四国地域では、登録数21事業者（全国180事業者）、計画数3件（全国51件）が認定されています（表Ⅱ－4－7）。

表Ⅱ－4－7 中国・四国地域における県別登録事業者数

| 県名          | 鳥取 | 島根 | 岡山 | 広島 | 山口 | 徳島 | 香川 | 愛媛 | 高知 | 計  |
|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 登録再生利用事業者数  | 3  | 1  | 1  | 6  | 3  | 2  | 2  | 2  | 1  | 21 |
| 再生利用事業計画認定数 | －  | 2  | －  | －  | －  | －  | －  | －  | 1  | 3  |

資料：中国四国農政局作成

#### ・フードバンク活動



#### ・食品リサイクル・ループ

